

特定大規模催し一覧表

火災予防条例第 55 条の 3 の 8 第 1 項の規定による指定に先立ち、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を行っている催しは次のとおりです。

催しの名称	開催場所	開催期間	計画を 提出した日	備考	管轄 消防署

現在、公表の対象となる特定大規模催しはありません。